

日野自動車リース契約約款の改定について

2024年2月5日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

日野自動車リース契約約款（以下「約款」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、約款に定められた契約変更手続きに則り、お客さまとの間のリース取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象契約

日野自動車リース(2021年8月21日以降、複写式以外の申込書で再リース契約をお申込みいただいたお客さま)

※こちら以外の申込書(複写式)で契約いただいたお客さまは、[2024年1月4日の案内](#)をご確認ください

2. 効力発生日

2024年4月1日より改定後の約款が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

※甲：お客さま、乙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第31条(連帯保証お申込者)	第31条(連帯保証お申込者)
(1)⑥第34条第(2)項及び第(3)項に定める各種費用等並びに第(4)項に定める公租公課相当額等	(1)⑥第34条第(2)項から第(4)項までに定める各種費用等並びに第(5)項に定める公租公課相当額等
新設	(4)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第34条が準用されることを承諾します。
第34条(費用等の負担)	第34条(費用等の負担)
(1)甲は、甲及び連帯保証お申込者の本契約に基づく債務の支払に関し、送金手数料等の費用が発生する場合は、これを負担するものとします。	(1)甲は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他乙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)甲は、約定支払の遅滞等、甲又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により、甲又は連帯保証お申込者の預金口座振替について乙が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料として振替回数1回につき220円(税込み)を、乙が甲又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を、別に支払うものとします。また、甲は、乙が甲又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合は訪問集金費用として訪問集金1回につき1,100円(税込み)を別に支払うものとします。	(2)甲が乙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、甲が当該債務を弁済するための費用を乙が負担または負担する場合には、甲は当該債務の弁済の費用であって乙所定のもの、乙に対して支払います。
(3)甲又は連帯保証お申込者は、第2条第(4)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき乙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払うものとします。	(3)甲は、第2条第(4)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき乙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払うものとします。
新設	(4)甲は、乙が甲に対して訪問集金を行った場合は訪問集金費用として訪問集金1回につき1,100円(税込み)を別に支払うものとします。
(4)甲又は連帯保証お申込者が乙又は販売会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、甲は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(5)甲が乙又は販売会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、甲は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。

以上